

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和5年3月24日

湖西市監査委員 墨 岡 秀 治
湖西市監査委員 柴 田 一 雄

令和4年度行政監査の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第1項第4号の行政監査です。

第3 監査の対象

監査のテーマは「審議会等の運営状況について」とし、対象は全ての課（小・中学校、幼稚園及び保育園は除く）としました。

各課等で所管する地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び市の要綱等に基づき設置された附属機関に準じる機関（以下「附属機関に準じる機関」という。）で、令和4年4月1日現在、設置されているものを対象としました。なお、令和4年4月2日から令和4年12月28日までの間に新たに設置されたものについても対象に含めました（令和4年度行政監査資料 No.1 審議会等一覧（全体））。

ただし、職員のみで構成されるもの、休止中や開催見込みのないものは対象から除きました（令和4年度行政監査資料 No.4 監査対象外の審議会等一覧）。

第4 監査の着眼点

監査は次の着眼点に基づき行いました。

(1) 審議会等を設置する根拠や目的等に沿って適切な運営がされているか。

- (2) 委員の構成等は適切か。
- (3) 審議会等の開催状況は適正か。
- (4) 審議会等の公開、会議録の作成・公表等は適切か。
- (5) 審議会等の委員への報酬等の支給は適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

事務局職員が事前調査で提出された調査表の確認を行うとともに、条例等を調査し、報告漏れや誤り等が無いか確認しました。

2 監査委員監査

調査表とそれを基に作成した集計表を閲覧し、資料で得られたデータを対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確認しました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、監査委員事務局において、次の表に掲げる日程により実施しました。

内容		実施年月日
実施通知		令和5年1月13日(金)
資料提出期日		令和5年1月26日(木)
予備監査		令和5年1月26日(木)～2月10日(金)
監査委員監査	質問	令和5年2月16日(木) 【未実施】
	分析的手続	令和5年2月16日(木)～2月20日(月)
講評及び弁明、意見等の聴取		令和5年2月21日(火) 【未実施】
監査の結果に関する報告決定		令和5年3月24日(金)

第7 監査の結果等

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、本市の審議会等の設置目的、委員の構成、開催状況、会議録の作成、報酬等の支給状況は概ね適切であることが認められました。なお、行政監査調査表に基づく集計結果と監査委員の所見は以下のとおりです。

※全ての表中の率(%)は小数点以下第2位を四捨五入しており合計と一致しません。

2 行政監査調査表に基づく集計結果

(1) 審議会等の設置状況について

【表1】 審議会等の所属ごとの設置数

NO	所属部	機関数	率 (%)	所属課	機関数	率 (%)	設置区分	
							附属 機関	附属 機関に 準じる 機関
1	企画部	4	6.3	企画政策課	2	3.2	0	2
2				秘書広報課	1	1.6	1	0
3				資産経営課	1	1.6	0	1
4	環境部	6	9.5	環境課	1	1.6	1	0
5				廃棄物対策課	3	4.8	0	3
6				水道課	2	3.2	1	1
7	健康福祉部	17	27.0	地域福祉課	5	7.9	2	3
8				子ども家庭課	2	3.2	1	1
9				高齢者福祉課	7	11.1	1	6
10				健康増進課	3	4.8	0	3
11	市民安全部	11	17.5	危機管理課	7	11.1	3	4
12				市民課	3	4.8	1	2
13				保険年金課	1	1.6	1	0
14	産業部	6	9.5	文化観光課	4	6.3	2	2
15				産業振興課	2	3.2	0	2
16	都市整備部	5	7.9	都市計画課	3	4.8	2	1
17				建築住宅課	2	3.2	2	0
18	教育委員会	14	22.2	学校教育課	5	7.9	0	5
19				スポーツ・生涯学習課	8	12.7	3	5
20				図書館	1	1.6	1	0
合計		63	100.0	—	63	100.0	22	41

今回、監査対象として各課から報告された審議会等の機関数の合計は63件で、内訳としては附属機関が22件、附属機関に準じる機関が41件です。

所属ごとの機関数は健康福祉部が17件(27.0%)と一番多く、次に教育委員会の14件(22.2%)、市民安全部の11件(17.5%)です。

また、所属課については多い順にスポーツ・生涯学習課の8件(12.7%)、高齢者福祉課及び危機管理課の7件(11.1%)です。

用語の説明

※設置根拠により以下のアとイに分類されます。

区 分		設置根拠			
		法律	条例	要綱等	その他
ア 附属機関 として設置す るもの	法律で設置が義務付けられている もの（法令必置）	○			
	法律で設置することができる とされるもの （法令任意、条例設置）	○	○		
	市独自の判断で設置するもの （条例設置）		○		
イ 附属機関 に準じるもの	市独自の判断で設置するもの （要綱設置、規則、規程）			○	
	市独自の判断で他の根拠により設 置するもの（規約、会則）				○

ア 附属機関として設置するものについて

附属機関とは地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される機関で、執行機関の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを目的とする機関です。

イ 附属機関に準ずる機関について

行政ニーズに対する弾力的な対応を図るため、要綱、規則、規程等に基づき設置され附属機関と同様な機能を果たす機関と、他の根拠により設置し連絡、調整を主目的とする機関です。

(2) 審議会等の設置根拠について

【表2】 審議会等の設置根拠別一覧

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
法令必置	6	27.3	0	0.0	6	9.5
条例設置	16	72.7	0	0.0	16	25.4
要綱設置	0	0.0	32	78.0	32	50.8
規則、規程設置	0	0.0	4	9.8	4	6.3
その他(規約、会則)	0	0.0	5	12.2	5	7.9
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

設置根拠で一番多いのは附属機関では「条例設置」の16件、附属機関に準じる機関では「要綱設置」の32件です。

(3) 審議会等の設置目的について

【表3】 審議会等の設置目的別一覧

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
調停機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0
審査機関	6	27.3	7	17.1	13	20.6
諮問機関	16	72.7	7	17.1	23	36.5
調査機関	0	0.0	4	9.8	4	6.3
その他	0	0.0	23	56.1	23	36.5
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

設置目的で多いのは附属機関では「諮問機関」の16件です。附属機関に準じる機関では「その他」の23件が最大数ですが、内容は「意見の聴取」や「事業の推進、検討」などであるため、実質的に多いのは「審査機関」及び「諮問機関」の7件ずつです。

用語の説明

調停機関・・・紛争の解決を促すため公平中立の立場から第三者として仲介に入る機関

審査機関・・・慎重を要するもの、技術的精密さ等の内容をよく調べ審査決定する機関

諮問機関・・・行政の意思決定に際し、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する

合議制の機関

(4) 審議会等の委員構成の状況について

【表4】 審議会等の委員構成状況一覧

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	委員人数	率(%)	委員人数	率(%)	機関数	率(%)
学識経験者	51	25.5	75	14.1	126	17.2
関係団体役員	61	30.5	158	29.6	219	29.9
市民代表	20	10.0	64	12.0	84	11.5
関係行政機関職員	25	12.5	78	14.6	103	14.1
市議会議員	5	2.5	5	0.9	10	1.4
湖西市職員	21	10.5	59	11.1	80	10.9
その他	17	8.5	94	17.6	111	15.1
合計	200	100.0	533	100.0	733	100.0

委員の構成としては附属機関、附属機関に準じる機関共に「関係団体役員（自治会長他）」がそれぞれ61人、158人と一番多く、次いで附属機関は「学識経験者」の51人、附属機関に準じる機関は「その他」の94人です。「その他」の内訳としては地元住民、市内外企業社員、医師、看護師、PTA役員等の委員でした。

(5) 審議会等の女性委員の状況について

【表5】 審議会等の女性委員の割合別一覧表

区分 (割合)	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
なし	5	22.7	11	26.8	16	25.4
1%～10%	2	9.1	3	7.3	5	7.9
11%～20%	5	22.7	9	22.0	14	22.2
21%～30%	2	9.1	6	14.6	8	12.7
31%～40%	5	22.7	5	12.2	10	15.9
41%～50%	1	4.5	4	9.8	5	7.9
51%～	2	9.1	3	7.3	5	7.9
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

女性人数/全体人数 44/200 → **22.0** 124/533 → **23.3** 168/733 → **22.9**

女性委員がいる機関数は全体で63件中47件(74.6%)です。また女性人数は全体で733人中168人(22.9%)です。

女性比率が41%以上は、障害者、介護、児童保護、就学支援、男女共同参画等の推進に関わる機関でした。

(6) 審議会等の公募委員の状況について

【表6】 審議会等の公募委員の割合別一覧

区分 (割合)	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
なし	21	95.5	40	97.6	61	96.8
1%～10%	0	0.0	1	2.4	1	1.6
11%～20%	0	0.0	0	0.0	0	0.0
21%～30%	1	4.5	0	0.0	1	1.6
31%～40%	0	0.0	0	0.0	0	0.0
41%～50%	0	0.0	0	0.0	0	0.0
51%～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

公募人数/全体人数 2/200 → 1.0 1/533 → 0.2 3/733 → 0.4

公募委員がいる機関数は全体で2件(3.2%)です。また、公募人数は全体で3人(0.4%)です。

公募実績があるのは、ごみ減量化対策と男女共同参画の推進の機関でした。

(7) 会議の公開等について

【表7】 審議会等の会議の公開率等

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
公開した	13	59.1	13	31.7	26	41.3
公開していない	9	40.9	28	68.3	37	58.7
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

会議の公開をした附属機関は13件、附属機関に準じる機関も13件で、全体では26件(41.3%)の機関です。

(8) 会議録の作成・公表等について

【表8】 審議会等の会議録等の作成・公表

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
会議録作成した	19	86.4	32	78.0	51	81.0
内会議録の公表	12	54.5	15	36.6	27	42.9
会議録作成していない	3	13.6	9	22.0	12	19.0
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

会議録の作成をした機関は附属機関では19件、附属機関に準じる機関では32件で、全体では51件(81.0%)が作成しています。

作成していない理由については、「書面決議のため」が6件、「開催無し」が2件、「会議録ではなく記録として作成」、「機密情報があるため」、「調査研究のため」等でした。会議録の公表をした附属機関は12件で、附属機関に準じる機関は15件、全体では27件(42.9%)です。

公表しなかった主な理由としては、「個人情報のため」が13件、次いで「他の事業に反映したため」が6件、「非公開・公開義務なし」が3件でした。

(9) 審議会等の会議の成果について

【表9】 審議会等の会議の成果別一覧

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
成果あり	19	86.4	33	80.5	52	82.5
答申	7	31.8	3	7.3	10	15.9
提言	4	18.2	8	19.5	12	19.0
報告書	3	13.6	7	17.1	10	15.9
その他	5	22.7	15	36.6	20	31.7
成果なし	3	13.6	8	19.5	11	17.5
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

成果として一番多いのは附属機関では「答申」の7件で、附属機関に準じる機関では「その他」の15件です。その他の内容は審査、意見聴取、計画策定などでした。したがって「答申、提言、報告書、その他」までを含めた「成果あり」としては、附属機関が19件、附属機関に準じる機関が33件、全体では52件(82.5%)です。

「成果なし」は、審議会等が環境、交通安全、防犯などに関するもので事業推進の情報交換が多くを占めていました。

(10) 審議会等の会議の結果について

【表10】 審議会等の会議の結果別一覧（複数回答）

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
事業に反映	11	44.0	13	26.0	24	32.0
予算化	1	4.0	6	12.0	7	9.3
改善等の参考	7	28.0	19	38.0	26	34.7
その他	3	12.0	5	10.0	8	10.7
結果の反映なし	3	12.0	7	14.0	10	13.3
合計	25	100.0	50	100.0	75	100.0

結果について一番多いのは附属機関では「事業に反映」が11件、附属機関に準じる機関では「改善等の参考」が19件です。全体では「改善等の参考」が26件（34.7%）、「事業に反映」が24件（32.0%）です。

「結果の反映なし」は、審議会等が環境、交通安全、防犯、防災などに関するものでした。

(11) 審議会等の役務の提供の対価について

【表11】 審議会等の委員への報酬等の一覧

区分	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	率(%)	機関数	率(%)	機関数	率(%)
支給あり	20	90.9	29	70.7	49	77.8
報酬	20	90.9	2	4.9	22	34.9
報償	0	0.0	27	65.9	27	42.9
支給なし	2	9.1	12	29.3	14	22.2
合計	22	100.0	41	100.0	63	100.0

審議会等の委員に対する役務の提供の対価について、全体では「支給あり」が49件（77.8%）で「支給なし」が14件（22.2%）です。

支給ありの内、附属機関は「報酬」が20件、附属機関に準じる機関は「報酬」が2件、「報償」が27件です。

支給なしの理由について、附属機関の2件は、「審議会等の開催がなかった」と「ボランティアによる参加」でした。

附属機関に準じる機関は、「書面開催のため」が4件、「ボランティアによる委員」及び「報告のみのため」が3件ずつ、「元々支払いが無かった」が2件でした。

※委員等への「役務の提供の対価」について

「附属機関」の委員等は地方自治法第202条の3第2項の規定により非常勤職員とされているので「報酬」での支払いとなる。

「附属機関に準じる機関」の委員等は設置根拠が法律又は条例に無いことから非常勤職員には該当しない。よって「報酬」での支払いはできないが、「報償」からの支出は可能とされている。

3 所見

この度の行政監査による所見は以下のとおりです。

- ① 今回の監査では休止等で対象外とした審議会等（令和4年度行政監査資料 No.4）の中に今後も開催が見込まれないと思われる審議会等が見られました。これらについては継続設置の必要性について検討し、真に必要な審議会等のみを残されるように努めるべきと考えます。
- ② 審議会等の女性比率について、第4次男女共同参画推進計画（令和3年4月1日策定）では令和7年度の目標が40%以上となっていますが、目標ありきではなく、それぞれの審議会等の設置目的やその対象にすべき構成員を鑑みたくえで、女性委員の割合を増やす道筋を立て目標達成を図っていくべきと考えます。
- ③ 審議会等の会議の成果については、「答申、提言、報告書等」への反映が63件の機関中52件（82.5%）で、ほとんどの審議会等で審議結果が市政に反映されていることが伺われ、審議会等の問題解決への活用が認められました。
- ④ 委員の役務の提供の対価について、附属機関に準じる機関において「報酬」での支払いが2件ありましたが、今後は「報償」で支払うべきと考えます。
なお、該当の審議会等については、既に「報償」での支払い変更の検討を行っているとのことでした。

以上

審議会等一覧(全体)

NO	所属部	所属課	審議会等の名称	根拠法令	設置目的	支給種類	第138条の4第3項	
1	企画部	企画政策課	未来ビジョン会議	要綱	その他	報償		
2			職住近接・未来ビジョンアドバイザーボード	要綱	その他	報償		
3		秘書広報課	表彰審査委員会	条例	審査機関	報酬	附属	
4		資産経営課	指定管理者候補者選定委員会	要綱	審査機関	報償		
5	環境部	環境課	環境審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
6		廃棄物対策課	環境センター運営協議会	要綱	その他	—		
7			ごみ減量市民会議	要綱	その他	報償		
8			一般廃棄物処理業等合理化検討審議会	要綱	その他	報償		
9			水道課	電気・ガス・水道検針データ等利活用促進会議	要綱	その他	報償	
10			水道事業経営審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
11		健康福祉部	地域福祉課	福祉有償運送運営協議会	要綱	諮問機関	報酬	
12				障害支援区分認定審査会	法律	審査機関	報酬	附属
13	障害者支援協議会			要綱	審査機関	報酬		
14	民生委員推薦会			法律	審査機関	報酬	附属	
15	地域福祉計画策定委員会			要綱	その他	—		
16	子ども家庭課			要保護児童対策地域協議会	要綱	諮問機関	報酬	
17			子ども・子育て会議	条例	審査機関	報酬	附属	
18	高齢者福祉課		老人ホーム入所判定委員会	要綱	審査機関	報償		
19			高齢者プラン推進委員会	要綱	諮問機関	報償		
20			介護認定審査会	法律	審査機関	報酬	附属	
21			地域包括ケアシステム推進会議	要綱	その他	報償		
22			認知症初期集中支援チーム検討委員会	要綱	その他	報償		
23			地域包括支援センター運営協議会	要綱	その他	報償		
24			在宅医療介護連携推進協議会	要綱	その他	報償		
25		健康増進課	胃がん内視鏡検診運営委員会	要綱	諮問機関	報償		
26	予防接種健康被害調査委員会		要綱	調査機関	報償			
27	健康づくり推進協議会		規程	諮問機関	報償			
28	市民安全部	危機管理課	交通安全対策会議	条例	諮問機関	—	附属	
29			防犯まちづくり会議	その他	その他	—		
30			交通安全対策委員会	その他	その他	—		
31			暴力追放推進協議会	その他	その他	—		
32			津波防災地域づくり推進協議会	要綱	その他	報償		
33			防災会議	法律	諮問機関	報酬	附属	
34			国民保護協議会	法律	諮問機関	—	附属	
35		市民課	多文化共生社会推進協議会	要綱	その他	報償		
36			男女共同参画審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
37			湖西市文化の香るまちづくり事業審査委員会	要綱	審査機関	報償		
38	保険年金課	国民健康保険運営協議会	法律	諮問機関	報酬	附属		
39	産業部	文化観光課	特別史跡新居閑跡整備委員会	要綱	調査機関	報償		
40			特別史跡新居閑跡保存活用計画策定委員会	要綱	調査機関	報償		
41			新居閑所史料館運営委員会	条例	諮問機関	報酬	附属	
42			文化財保護審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
43		産業振興課	特別融資制度推進会議	その他	審査機関	—		
44			担い手育成総合支援協議会	その他	審査機関	—		
45	都市整備部	都市計画課	地域公共交通会議	要綱	その他	報償		
46			新居閑所周辺地区景観審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
47			都市計画審議会	条例	諮問機関	報酬	附属	
48		建築住宅課	地区計画建築審議会	条例	審査機関	報酬	附属	
49			営住宅入居者選考委員会	条例	諮問機関	報酬	附属	
50	教育委員会事務局	学校教育課	学校教育推進委員会	要綱	その他	—		
51			いじめ対策連絡協議会	要綱	その他	報償		
52			学校運営協議会	規則	その他	報償		
53			いじめ問題調査委員会	規則	調査機関	報償		
54			就学支援委員会	規則	審査機関	報償		
55			スポーツ・生涯学習課	ジュニアスポーツクラブ推進委員会	要綱	その他	—	
56		社会教育委員		条例	諮問機関	報酬	附属	
57		生涯学習推進協議会		要綱	諮問機関	—		
58		放課後子どもプラン推進事業運営委員会		要綱	諮問機関	—		
59		学校支援地域本部運営委員会		要綱	その他	—		
60		スポーツ推進審議会		条例	諮問機関	報酬	附属	
61		青少年問題協議会		条例	諮問機関	報酬	附属	
62		青少年育成センター運営協議会	要綱	その他	報酬			
63	図書館	立図書館運営協議会	条例	諮問機関	報酬	附属		

審議会等一覧(附属機関)

NO	所属部	所属課	審議会等の名称	根拠法令	設置目的	支給種類	第138条の4第3項
1	企画部	秘書広報課	表彰審査委員会	条例	審査機関	報酬	附属
2	環境部	環境課	環境審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
3		水道課	水道事業経営審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
4	健康福祉部	地域福祉課	障害支援区分認定審査会	法律	審査機関	報酬	附属
5			民生委員推薦会	法律	審査機関	報酬	附属
6		子ども家庭課	子ども・子育て会議	条例	審査機関	報酬	附属
7		高齢者福祉課	介護認定審査会	法律	審査機関	報酬	附属
8	市民安全部	危機管理課	交通安全対策会議	条例	諮問機関	—	附属
9			防災会議	法律	諮問機関	報酬	附属
10			国民保護協議会	法律	諮問機関	—	附属
11		市民課	男女共同参画審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
12		保険年金課	国民健康保険運営協議会	法律	諮問機関	報酬	附属
13	産業部	文化観光課	新居関所史料館運営委員会	条例	諮問機関	報酬	附属
14			文化財保護審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
15	都市整備部	都市計画課	新居関所周辺地区景観審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
16			都市計画審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
17		建築住宅課	地区計画建築審議会	条例	審査機関	報酬	附属
18			営住宅入居者選考委員会	条例	諮問機関	報酬	附属
19	教育委員会事務局	スポーツ・生涯学習課	社会教育委員	条例	諮問機関	報酬	附属
20			スポーツ推進審議会	条例	諮問機関	報酬	附属
21			青少年問題協議会	条例	諮問機関	報酬	附属
22		図書館	市立図書館運営協議会	条例	諮問機関	報酬	附属

令和4年度行政監査資料 No3 審議会等一覧(附属機関に準じる機関)

NO	所属部	所属課	審議会等の名称	根拠法令	設置目的	支給種類	第138条の4第3項
1	企画部	企画政策課	未来ビジョン会議	要綱	その他	報償	
2			職住近接・未来ビジョンアドバイザーボード	要綱	その他	報償	
3		資産経営課	指定管理者候補者選定委員会	要綱	審査機関	報償	
4	環境部	廃棄物対策課	環境センター運営協議会	要綱	その他	—	
5			ごみ減量市民会議	要綱	その他	報償	
6			一般廃棄物処理業等合理化検討審議会	要綱	その他	報償	
7		水道課	電気・ガス・水道検針データ等利活用促進会議	要綱	その他	報償	
8	健康福祉部	地域福祉課	福祉有償運送運営協議会	要綱	諮問機関	報償	
9			障害者支援協議会	要綱	審査機関	報償	
10			地域福祉計画策定委員会	要綱	その他	—	
11		子ども家庭課	要保護児童対策地域協議会	要綱	諮問機関	報酬	
12			老人ホーム入所判定委員会	要綱	審査機関	報償	
13		高齢者福祉課	高齢者プラン推進委員会	要綱	諮問機関	報償	
14			地域包括ケアシステム推進会議	要綱	その他	報償	
15			認知症初期集中支援チーム検討委員会	要綱	その他	報償	
16			地域包括支援センター運営協議会	要綱	その他	報償	
17			在宅医療介護連携推進協議会	要綱	その他	報償	
18	健康増進課	胃がん内視鏡検診運営委員会	要綱	諮問機関	報償		
19		予防接種健康被害調査委員会	要綱	調査機関	報償		
20		健康づくり推進協議会	規程	諮問機関	報償		
21	市民安全部	危機管理課	防犯まちづくり会議	その他	その他	—	
22			交通安全対策委員会	その他	その他	—	
23			暴力追放推進協議会	その他	その他	—	
24			津波防災地域づくり推進協議会	要綱	その他	報償	
25		市民課	多文化共生社会推進協議会	要綱	その他	報償	
26			文化の香るまちづくり事業審査委員会	要綱	審査機関	報償	
27	産業部	文化観光課	特別史跡新居閑跡整備委員会	要綱	調査機関	報償	
28			特別史跡新居閑跡保存活用計画策定委員会	要綱	調査機関	報償	
29		産業振興課	特別融資制度推進会議	その他	審査機関	—	
30	担い手育成総合支援協議会		その他	審査機関	—		
31	都市整備部	都市計画課	地域公共交通会議	要綱	その他	報償	
32	教育委員会事務局	学校教育課	学校教育推進委員会	要綱	その他	—	
33			いじめ対策連絡協議会	要綱	その他	報償	
34			学校運営協議会	規則	その他	報償	
35			いじめ問題調査委員会	規則	調査機関	報償	
36			就学支援委員会	規則	審査機関	報償	
37			スポーツ・生涯学習課	ジュニアスポーツクラブ推進委員会	要綱	その他	—
38		生涯学習推進協議会		要綱	諮問機関	—	
39		放課後子どもプラン推進事業運営委員会		要綱	諮問機関	—	
40		学校支援地域本部運営委員会		要綱	その他	—	
41		青少年育成センター運営協議会		要綱	その他	報酬	

監査対象外の審議会等一覧

NO	所属部	所属課	審議会等の名称	根拠法令	設置目的	支給種類	対象外の理由	第138条の4第3項
1	企画部	企画政策課	行政戦略会議	規程	その他	—	職員のみ	
2			総合計画策定委員会	規程	その他	—	職員のみ	
3			行財政研究委員会	規程	その他	—	休止中	
4			行財政改革審議会条例	条例	諮問機関	報酬	休止中	附属
5			総合計画審議会条例	条例	諮問機関	報酬	休止中	附属
6		DX推進課	情報セキュリティ委員会	規程	審査機関	—	職員のみ	
7		資産経営課	市有財産買受人審査委員会	要綱	審査機関	報償	休止中	
8	健康福祉部	健康増進課	保健推進委員会	規程	その他	—	情報等連絡のみ	
9		子ども家庭課	次世代育成支援対策地域協議会	規則	審査機関	—	開催見込無	
10			次世代育成支援対策の実施に関する計画策定委員会	規則	その他	—	開催見込無	
11		高齢者福祉課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	要綱	その他	—	開催見込無	
12	市民安全部	市民課	住居表示審議会条例	条例	諮問機関	報酬	休止中	附属
13	産業部	産業振興課	技術自主開発事業審査会	規程	審査機関	—	開催見込無	
14	都市整備部	都市計画課	都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱	要綱	審査機関	—	開催見込無	
15			都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理審議会	規程	審査機関	—	開催見込無	
16		会計課	資金管理運用委員会	要綱	その他	—	職員のみ	
17	消防	消防総務課	消防本部消防職員委員会	規則	その他	—	職員のみ	
18			消防賞じゅつ金審査委員会	規則	審査機関	—	職員のみ	